
知的財産権講義（14）

主として特許法の理解のために

池田 博一

高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所

平成16年3月23日

概要

本講義は、知的財産権に関する理解を深めるために、特許法を中心として、その法目的、保護対象、さらには保護のための法制度について議論するものです。第十四回目は、特許を含む、工業所有権の国際的保護を目的として締結されたパリ条約、及びWTOの下で締結されたTRIPS協定について議論したいと思います。これによって、国際的枠組みにおける我が国特許制度の位置付けについて理解することができるようになります。また、判例研究として、属地主義に関する事案を採り上げました。

目次

1	設問	322
2	パリ条約	323
2.1	パリ条約の特色	323
2.2	内国民待遇の原則	324
2.3	優先権	324
2.3.1	優先権の要件	325
2.3.2	優先権の効果	325
2.4	特許独立の原則	326
2.5	特別の取決め	327
2.6	その他	328
2.6.1	紛争解決手段	328
2.6.2	パリ条約と国内法との関係	328
3	TRIPS協定	328
3.1	TRIPS協定の特色	328
3.1.1	TRIPS協定における保護対象	329
3.1.2	パリ条約プラスアプローチ	329
3.1.3	内国民待遇	330

3.1.4	最恵国待遇	330
3.1.5	消尽問題につき規律を設けないこと	331
3.1.6	知的所有権の行使の確保	331
3.1.7	紛争の防止及び解決	332
3.1.8	留保	332
3.1.9	特許法への影響	332
A	判例研究	333
B	工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約	340
C	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 C)	357

1 設問

以下の設問の正誤を判定して下さい。

- (1) 工業所有権の保護に関するパリ条約は、一定の要件のもとで無国籍人にも適用される。
- (2) 工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟していない国との関係においては、パリ条約の規定が適用されることはない。
- (3) 特許協力条約は、パリ条約 19 条に規定するパリ条約上の特別取極めである。
- (4) 工業所有権の保護に関するパリ条約は、締約国間相互の関係においては、並行輸入を認めている。
- (5) 工業所有権の保護に関するパリ条約に関する紛争の解決は、国際司法裁判所に付託することができる。
- (6) 工業所有権の保護に関するパリ条約の規定には、直接国内法としての効力を有するものがある。
- (7) TRIPS 協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約の規定を取り込んだものである。
- (8) TRIPS 協定においては、内国民待遇の原則は採用されず、これに代わって最恵国待遇の原則が採られている。
- (9) TRIPS 協定においては、国際消尽を認めない旨が規定されている。
- (10) TRIPS 協定における紛争解決においては、最終手段として貿易制裁措置が採られることがあり得る。

設問は以上。

2 パリ条約

2.1 パリ条約の特色

パリ条約とは、工業所有権の国際的保護を図ることを目的として、1883年にパリにおいて締結された条約をいいます。

パリ条約の締結前においては、工業所有権の保護は各国ごとに行われていたため、他国において十分な保護が受けられない場合があります。一方、近代における交通、通信の発達により、工業所有権の保護の必要性¹が高まりました。

しかし、各国法制の相違から世界統一法の制定は困難を極め、その結果パリ条約は、内国民待遇の原則（2条、3条）の下、領土主権の原則を是認した調整法的条約として成立しました。

このような事情により、パリ条約には、以下のような特色がみられます。一般的特徴として、

- 一般条約： 特許制度を持つ国の大多数が加盟している点で、一般条約としての特色を有しています。
- 工業所有権保護条約： 工業所有権²の国際的保護を目的として締結された条約であり、工業所有権に関する基本法としての性格を有しています。
- 同盟設立条約： 加盟国は、工業所有権の保護のための同盟を形成し、いわゆる国際行政連合としての特色を有します。
- 開放条約： 同盟に属しないいずれの国も加入書を事務局長に寄託することによって、無条件で同盟の構成国となることができます（21条（1））。
- 立法条約： 工業所有権について、国際間の共通の目標を達成するための規則を内容としている点で、立法条約としての特色を有します。
- 新旧並存条約： 当時国との相対的意味において、なお効力を有するすべての改正条約³が現行条約として効力を有するという特徴があります。
- 無期限条約： 工業所有権の保護を図るという目的（1条）を達成するために、条約の有効期限を設けていないという特徴があります（26条（1））。

を掲げることができます。

また、規定上、下記の四通りの規定から構成されています。

- 国際公法： 同盟国の権利と義務に関する規定、同盟国における内部機関の設置に関する規定、及び管理的性格の規定が該当します（6条の3(3)(4)、12条から24条、26条から30条）。
- 立法措置の要求又は許容： 同盟国が工業所有権の分野で立法措置をすること条約上要求し又は許容している規定が該当します（4条D(1)(3)(4)(5)、4条G(2)後段、5条A(2)、5条の2(2)、6条の2(2)後段、6条の7(3)、10条の2(1)、10条の3、11条等）。

¹実際、1851年のロンドン国際博覧会、1873年のウィーン国際博覧会等がパリ条約締結の契機となりました。

²特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示又は原産地名称、不正競争の防止に関するものです（1条（2））。

³1883年のパリ条約、1900年のブラッセル改正条約、1911年のワシントン改正条約、1925年のヘーグ改正条約、1934年のロンドン改正条約、1958年のリスボン改正条約、1967年のストックホルム改正条約

- 間接適用規定： 個人の権利及び義務に関する工業所有権の分野における実体法に関するものですが、その程度は同盟国の国内法令が個人に適用される範囲に止まるもの（2条、3条、9条（3）（6）、10条（1））。
- 直接適用規定： 個人の権利及び義務に関する実体法の規定（1条、4条、4条の2、4条の3、4条の4、5条（A(2)を除く）、5条の2（1）、5条の3、5条の4、6条、6条の5、6条の7、7条、8条、10条（2）、10条の2（2）（3））。

を掲げることができます。

保護の内容における特色としては、内国民待遇の原則による保護、優先権による保護、特許独立の原則による保護、特別の取極めによる保護等があります。これらについて以下詳細に検討していきたいと思えます。

2.2 内国民待遇の原則

パリ条約に規定する内国民待遇の原則とは、パリ条約の同盟国が、工業所有権の保護に関し、他の同盟国の国民に対し、内国民に課せられる条件及び手続きに従う限り、内国民と差別することなく平等の待遇を与えることをいいます（2条、3条）。

パリ条約は、多数国間条約であるとともに、領土主権の原則を認めつつ、工業所有権の国際的保護（1条）を図る調整法規です。

しかし、外国人の権利能力を厳しく制限する各国の国内法令をそのまま是認したのでは、工業所有権の国際的保護が十分に図れないおそれがあります。このような場合、相互主義⁴では手続きが煩雑となり、最恵国待遇⁵では条約加入国の減少を招くおそれがあります。

そこで、パリ条約は、領土主権の原則を維持しつつも、工業所有権の国際的保護という目的を最も簡易かつ効果的に達成すべく、内国民の原則を採用することにしています（2条、3条）。なお、内国民待遇の原則は、パリ条約締結当時から採用されている基本原則の一つです。

2.3 優先権

パリ条約における優先権とは、同盟国にされた最初の出願に基づいて優先権を主張して他の同盟国に後の出願をした場合に、当該後の出願に、一定の条件下で最初の出願時になされたと同様の利益を与えるパリ条約上の特別の権利をいいます（4条B）。

パリ条約における優先権制度（4条）は、同一の対象について多数国に同時に申請をしようとする同盟国の国民の地理的、時間的不利益を解消すべく導入された制度です。

しかし、優先権の要件及び効果を各同盟国の国内法令に委ねると、他の同盟国の国民に不利な取扱いとなる場合もあり得ます。これでは、内国民待遇の原則

⁴外国人に権利を認める場合、その外国人の本国が自国民に対して、同様の権利を認めていることを条件とするものです。

⁵条約当事国の一方が、その領域内で第三国の国民に与える最も有利な待遇を他の当事国の国民に保証することをいいます。

(2条、3条)により、工業所有権の国際的な保護を図ることを目的とするパリ条約の趣旨(1条)を没却することになりかねません。

そこで、パリ条約は、優先権の要件及び効果については、可能な限り統一的に規定しています(4条)。

2.3.1 優先権の要件

- 発生要件
 - － 主体的要件： 同盟国民又は準同盟国民(2条、3条)が
 - － 客体適用件： いずれかの同盟国においてした、正規かつ最先の出願(4条 A(1))
によって優先権が発生します。
- 主張要件
 - － 主体的要件： 最初の出願の出願人またはその承継人であることが必要です。最初の出願と後の出願人の同一性を要求することによって、最初の出願の出願人を保護することを目的としています。
 - － 客体的要件： 後の出願と最初の出願の客体の同一性が必要です。後の出願がされた国の国民の不利益を防止する趣旨です。複数優先・一部優先も可能です(4条 F)。また、発明の単一性を欠く場合には、出願の分割が可能です(4条 G)。
 - － 時期的要件： 優先期間内に出願であることが必要です(4条 C、E)。特許、実用新案については12ヶ月、意匠、商標については6月となっています。ただし、実用新案登録出願に基づく優先権を主張してを意匠登録出願をする場合には、意匠の規定が適用されます(4条 E(1))。
 - － 手続的要件： 手続的要件を具備することが必要です(4条 D)。

2.3.2 優先権の効果

- 優先期間内に行われた行為により不利な取扱いを受けないこと(4条 B 前段)
 - － 行われた行為：
 - * 他の出願
 - * 当該発明の公表又は実施
 - * 当該意匠に係る物品の販売
 - * 当該商標の使用等の条文記載の行為は例示列举であって、本人・第三者のいずれの行為も含むものとされています。
 - － 「不利な取扱いを受けない」とは、拒絶・無効とされないことをいいます。
- 優先期間中の行為によっては、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせないこと(4条 B 前段)
 - － 「いかなる権利」とは、例えば先使用权、先願権のようなものをいいます。

- － 「使用の権能」とは、実施や使用を妨害されないことをいいます。例えば、先の出願の後であって後の出願前の我が国の国内にあった物（69条2項二号）についても特許権の効力が及ばないとされることはないことを意味します。
- － ただし、優先権は、出願日の遡及を認めるものではないことに注意する必要があります。
- 最初の出願の日前の第三者が取得した権利については、各国内法令による（4条B後段）とされています。優先権とは、無関係である旨を確認したものです。

2.4 特許独立の原則

特許独立の原則とは、同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は他の国において同一の発明について取得した特許から独立したものとするという原則をいいます（4条の2）。

パリ条約は、多数国間条約ですが、工業所有権に関する統一法規ではなく、領土主権の原則を認め、各国ごとに工業所有権が成立することを承認しつつ、国際的に調整できる事項について調整を図る調整法規です。

しかし、パリ条約締結当初は、特許独立の原則に関する明文の規定がなかったため、外国人に付与した特許の効力及び存続期間を本国におけるものに依存させる同盟国が出現しました。

そこで、パリ条約は、ブラッセル改正条約において4条の2の規定を設けて、特許独立の原則を明確にしました。

ここで「独立」とは、

- 特許要件、審査手続き、権利の保護範囲等のすべてにつき相互に無関係であり、
- 一国における権利侵害は他国での権利侵害とは無関係であり、
- 一国における特許は他国における特許性の判断に影響を与えないこと

を意味します。

特許独立との関係で論点を掲げておきますので検討してみてください。

- 開発途上国は、審査能力の不足等から、特許独立の原則を緩和を望むのではないか⁶？
- 第三者が一の同盟国において適法に取得した特許製品を同一の発明について特許が存在する他の同盟国に輸入した場合に、輸入国における特許の侵害となるか⁷？
- 特許協力条約は、国際出願の方式を統一する点で領土主権の原則の修正となるが、本原則に反しないか？ また国際予備審査制度はどうか⁸？

⁶特許独立の原則は、パリ条約の基本原則であるため、技術情報の提供等により解決すべきであると考えられます。

⁷第10回目の講義で並行輸入と国際消尽の可否についての判例を参照して下さい。

⁸特許協力条約は、国際出願の方式を統一する点で、領土主権の原則の修正となります。しかし、各国特許の相互依存をもたらすものではない（PCT27条）ので、特許独立の原則に反しないと解されません。また、国際予備審査制度も実体的な特許要件を判断するものではないので（PCT27条（5））、本原則には反しないと解されます。

2.5 特別の取決め

パリ条約第 19 条は、同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する旨を規定しています。

パリ条約は、工業所有権の国際的保護を目的として締結されましたが、各国の利害の対立から世界統一法の制定は困難を極め、そのため各国ごとに工業所有権が成立することを是認しつつ、国際的に調整できる事項について調整を図る調整法規に留まるものとなっています。

しかし、工業所有権の保護に関する事項であってパリ条約に規定されていないものや、パリ条約に規定されているものよりさらに保護を厚くしようとするものについては、特定の同盟国間で合意が得られることがあります。この場合、パリ条約を改正する途では全会一致の原則（ないしは、厳格な多数決（17 条））によるため困難です。

そこで、パリ条約は、その優位性を担保しつつ、工業所有権の保護に関して同盟国が別に相互間で特別の取極を行う権利を留保できるよう 19 条の規定を設けました。

なお、この二国間又は多数国間の取極は、当該取極の締約国の国民に制限して適用してもパリ条約 2 条の違反にはなりません。

19 条特別取極には、パリ条約の国際事務局により準備され管理されているものとして、

- 商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書
- 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
- 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定
- 標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
- 国際特許分類に関するストラスブール協定
- 意匠の国際分類を制定するロカルノ協定
- 商標の図形的要素の国際分類を制定するウィーン協定
- 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定
- 特許協力条約（PCT）
- 商標登録条約
- 特許手続上の微生物の寄託に関するブダペスト条約

があります。

また、パリ条約の国際事務局以外の国際機関により準備され管理されているものとして、

- 特許出願の方式に関する欧州条約
- 特許の国際分類に関する欧州条約
- 特許の実体法の一部統一に関する欧州条約
- アフリカ知的所有権機関の創設に関する協定

があります。

さらに、同盟国間の双務協定によるものとして、

- 日本とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約

- 日本国とグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約

があります。

2.6 その他

2.6.1 紛争解決手段

パリ条約は28条(1)において、条約の解釈または適用に関して紛争が発生した場合であって、それが交渉等によって解決されない場合には、国際司法裁判所にその紛争の解決を付託することができる旨を規定しています。

しかし、この紛争解決手段は、加入書を寄託する際に、これに拘束されないことを選択した国との関係では適用されません(28条(2))。また、国際司法裁判所の決定には強制力がありません。

2.6.2 パリ条約と国内法との関係

我が国では、条約も国内法と同様広い意味では同次元の法秩序を律するものであるとの立場(一元論)⁹から、条約の国内的妥当性を認めています(憲法98条2項)。

したがってパリ条約条約の規定中、自己執行的規定は、我が国の国内においてそのまま適用されます。我が国の国内法令がパリ条約と矛盾する場合には、パリ条約が優先適用されることになります。

また、特許法26条では、条約が優位することが明記されていますが、同条の有無にかかわらず、国内においてもパリ条約の効力が認められます。

3 TRIPS 協定

3.1 TRIPS 協定の特色

TRIPS 協定とは、「世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定」の付属文書として1994年にモロッコのマラケシュで署名された「Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights(知的所有権の貿易関連に関する協定)」をいいます。

第二次世界大戦後の国際社会は、General Agreement of Tariffs and Trade(GATT、関税及び貿易に関する一般協定)によって関税や輸入規制などの貿易上の障害を排除することにより、世界の自由な国際貿易の促進を図ってきました。

しかし、GATTは、物品の貿易に関するルールを取り扱っており、知的所有権に関するルールは不十分でした。

そこで、

⁹反対に、条約と国内法とは別次元の法秩序を律するものであるから、国家が条約上の義務を履行するためには国内法的立法手段が必要であるとする立場を、二元論といいます。この立場を採る同盟国は、国内的立法手段を採らなければ、25条(1)によって条約違反となります。

- 商標権を侵害する不正商品の問題が東京ラウンドにおいて採り上げられたこと
- アメリカ合衆国が、自国の産業競争力を回復すべく、知的所有権の保護強化の方針を明らかにしていたこと（プロパテント政策）
- パリ条約等の既存の条約では、条約に違反しても合法的な制裁措置が取れないこと

等を背景に GATT の枠組みにおける知的所有保護が検討されるに至りました。

交渉過程において、先進国は、各種知的所有権の実体的な権利保護水準や権利行使手続きについての包括的なルールを GATT の一部とすべきであると主張する一方、開発途上国は、先進国に技術を独占されている現状の下では、そのようなルールをつくれれば開発途上国に著しく不利になると主張しました。

最終的には、1994 年 4 月 15 日に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」が署名され、TRIPS 協定は、この WTO 設立協定の付属書 1C と位置づけられています。

3.1.1 TRIPS 協定における保護対象

TRIPS 協定第二部の各節は、

- 著作権及び関連する権利
- 商標
- 地理的な表示
- 意匠
- 特許
- 集積回路の回路配置
- 開示されていない情報の保護
- 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制

を取り扱っており、いわゆる産業財産権を超える内容になっています。特に、TRIPS 協定 1 条 1 項では、「知的所有権」の定義を設け、「契約による実施許諾等における反競争的行為の規制」を除く上記七項目をもって「知的所有権」の範囲としています。

3.1.2 パリ条約プラスアプローチ

「パリ条約プラスアプローチ」とは、工業所有権に関しては 1967 年のパリ条約は、当然に遵守すべきものであって、TRIPS 協定は、パリ条約の実体規定及びパリ条約の保護水準を越える新たな義務を全加盟国が遵守すべき最低基準¹⁰として定めるべきであるという立場をいいます（2 条 1 項）。

¹⁰TRIPS 協定 1 条 1 項第 2 文は、「加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。」として、TRIPS 協定の基本的な性格である、最低基準の原則を明らかにしています。なお、「そのような義務を負わない。」としたのは、先進国から知的所有権の保護水準の向上をもとめられて二国間交渉等で圧力を受けている開発途上国の要求によるものです。

パリ条約では、パリ条約の解釈又は適用に関する同盟国間の紛争は国際司法裁判所に付託されて処理されることになっています（パリ 28 条）。

しかし、国際司法裁判所の決定には強制力がないためその紛争手続きは利用されていないのが現状です。

そこで、GATT の紛争手続きをパリ条約の実体規定に係る紛争に利用すべくパリ条約の規定を本協定中に引用する事としました（2 条 1 項）。

この結果、パリ条約に加盟していな WTO 加盟国であっても、2 条 1 項に掲げるパリ条約の諸条項を遵守しなければならず、同条項に対する違反があれば世界貿易機関の紛争解決機関に提訴され、さらに敗訴となれば貿易制裁も受ける可能性が生じました（GATT22 条、23 条等）。

なお、著作権についてベルヌ条約プラス・アプローチ（9 条）、半導体の回路配置について IPIC 条約プラス・アプローチ（35 条）手法を採用していますが、隣接著作権については、ローマ条約プラス・アプローチ¹¹は採られていません。

3.1.3 内国民待遇

「内国民待遇の原則」は、パリ条約 2 条 1 項等にも定められているほか、上位の協定である GATT¹²3 条 4 項にも同様の規定があり、改めて規定を設ける必要がないようにも思われます。

しかし、GATT の内国民待遇は、輸入品と国内産品の差別のみを対象としたものであって、外国人と自国民の差別や、外国でされた発明と国内でされた発明の差別を禁止しているわけではありません。また、TRIPS 協定における「知的所有権の保護」は、パリ条約における「工業所有権の保護」の概念よりも広い概念です。さらに、TRIPS 協定は、パリ条約 19 条に規定する特別取極ではないことに注意する必要があります。

そこで、TRIPS 協定は、適用漏れがないように配慮して、本協定中に内国民待遇に関して規定を設けました（3 条）。

具体的文言は、「各同盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。」となっていますので、他の加盟国の国民に対して自国民よりも高い保護を与えても良いことになるという特徴があります。

3.1.4 最恵国待遇

「最恵国待遇」とは、知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての同盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられることをいいます（4 条柱書前段）。

従来、知的所有権の分野では、自国民と外国人との待遇が同一である内国民待遇の原則の規定を置くだけで十分であり、最恵国待遇を与える必要はないと考えられていました。

しかし、ウルグアイ・ラウンド交渉中、韓国が米国との間で自国民より米国民を優遇する取極め¹³を締結したことから、そのような特典は他の加盟国の国民

¹¹アメリカ合衆国が国内法制上、ローマ条約に加入するのが困難であることが理由とされています。

¹²関税及び貿易に関する一般協定

¹³1986 年に韓国が医薬品について物質特許制度を導入する際、米国民にのみ優遇措置を行うことを合意した 2 国間協定です。

にも与えるべきであるとの声が高まりました。

そこで、TRIPS 協定は、最恵国待遇について規定することとなりました（4 条）。ちなみに、最恵国待遇原則の TRIPS 協定への盛り込みを最も強く主張したのは、日本国でした。

なお、内国民待遇（3 条）及び最恵国待遇（4 条）は、知的所有権の取得又は維持に関して WIPO の主催の下で締結された、多国間協定に規定する手続きには適用されません（5 条）。これによって、PCT9 条に規定されている出願人適格を PCT 加盟国の国民に限定する規定を否定するものでないこと等が確認されています。

3.1.5 消尽問題につき規律を設けないこと

「権利消尽」とは、権利者自身又はその承諾を得た者が一旦市場の流通に置いた物については、その権利は対価の取得によって使い尽くされたものと見て、その後の他者による同じ国内における使用、販売等は侵害行為とならないとする考え方をいいます。

権利消尽の概念は、特許対象物が国内に流通している場合については、争いなく認められるものと考えられています。

しかし、国際的消尽については、「一旦ある国 A で市場の流通に置かれた物が他国 B に輸出された場合に、その他国 B における権利者は特許権を行使してその輸入の差止めができるか、それとも A 国で市場の流通に置かれた以上権利は消尽するので、B 国においても輸入の差止めはできないか」といった問題が発生します。

この点、アメリカ合衆国は、知的所有権者の地位を強化する立場から、並行輸入を認めることに否定的で、国際的権利消尽の考え方に強く反対しました。一方、香港など仲介貿易による利益を重視する国や、高度な技術品を自由に輸入する範囲を広げようとする開発途上国は、国際的権利消尽に肯定的でした。また、EC は、域外との貿易に関しては米国と同様の考え方でしたが、域内では EC 全体として一国と扱われるように主張しました。我が国は、特許権については、国際的権利消尽が認められないこととなっても構わないが、商標権については、真正商品の並行輸入については、商標の出所・品質表示機能が害されないことを理由に、権利消尽の理論を認めることがあり得るとの立場をとっていました（判例同旨）。

そこで、TRIPS 協定は、権利消尽の問題について具体的規定を設けることを回避し、消尽の問題については、各同盟国に委ねることとしました。ただし、その際には、内国民待遇の原則（3 条）及び最恵国待遇の原則（4 条）に従わなければならないこととしました（6 条）。

3.1.6 知的所有権の行使の確保

TRIPS 協定は、41 条において、知的所有権の行使を確保するための加盟国の一般的な義務を定めています。

権利行使手続きには、

具体的には、米国民が出願中の製法特許に限り、物質特許への補正を認め、また、1980 年 1 月以降に米国民により取得された米国特許の対象である医薬品のみは、その製造許可権を有する韓国行政庁の行政指導により事実上保護することを内容としていました。

- 侵害を防止するための迅速な救済が可能であること
- 将来の侵害を抑止するための迅速な救済が可能であること
- 正当な貿易の新たな障害とならないこと
- 手続きの濫用を防止する保障措置があること

等を要求しています。

さらに、より具体的な規定を 42 条ないし 48 条に設けています。

3.1.7 紛争の防止及び解決

TRIPS 協定 64 条 1 項は、紛争の解決手段として 1994 年の GATT の 22 条及び 23 条を準用する旨を規定しています。

GATT22 条は、協議について定め、GATT23 条は、利益が無効にされたり、侵害されたり、GATT の目的の達成が妨げられた場合、調整を行い、その調整が不調の時には、締約国団に付託され、締約国団は調査・勧告・決定・協議などを行い、事態が重大な場合には締約国に対する制裁措置発動の許可などを定めています。

3.1.8 留保

なお、TRIPS 協定 72 条は、「この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付すことができない。」と規定しています。この規定により、各同盟国が TRIPS 協定中の規定の適用について留保を付することは、實際上極めて困難なものとなっています。

3.1.9 特許法への影響

特許法は、TRIPS 協定に掲げられた規定を遵守すべく、多くの規定においてその改正を行っています。

- TRIPS 協定 2 条 1 項 (パリ・プラス・アプロ - チ): 特 30 条 3 項 (博覧会への出品)
- TRIPS 協定 2 条 1 項、3 条、4 条: 特 43 条の 2 (パリ条約の例による優先権主張)
- TRIPS 協定 27 条 (特許の対象): 特 32 条 (「原子核変換物質」を削除)
- TRIPS 協定 28 条 (与えられる権利): 特 2 条 3 項、特 101 条、112 条の 3 第 2 項、175 条 2 項 (実施形態として「譲渡又は貸渡しの申し出」を追加)
- TRIPS 協定 31 条 (e),(g) (裁定による実施権): 90 条、94 条 (「裁定を維持することが適当でなくなったとき」を裁定の取消し条件として追加等)
- TRIPS29 条 1 項 (特許出願人に関する条件): 特 36 条 4 項 (詳細な説明の記載要件)
- TRIPS 協定 33 条 (保護期間): 特 67 条 1 項 (「特許出願の日から 20 年」)

特許法以外の法域においても、TRIPS 協定を遵守すべく数多くの法改正が行われています。

A 判例研究

H12. 1.27 東京高裁 平成 11(ネ)3059 特許権 民事訴訟事件

平成一一年(ネ)第三〇五九号 損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成九年(ワ)第二三一〇九号)

判 決

控訴人	A
右訴訟代理人弁護士	大 野 聖 二
同	那 須 健 人
被控訴人	株式会社ニューロン
右代表者代表取締役	B
右訴訟代理人弁護士	吉 原 省 三
同	小 松 勉
同	三 輪 拓 也
同	竹 田 吉 孝
同	尾 崎 英 男

主 文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨

一 原判決を取り消す。

二 被控訴人は、原判決別紙一「物件目録一」及び同二「物件目録二」記載の各カードリーダー(以下、それぞれを「被告製品一」、「被告製品二」といい、両者を「被告製品」と総称する。)を、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)に輸出する目的で、我が国で製造してはならない。

三 被控訴人は、我が国で製造した被告製品を米国に輸出してはならない。

四 被控訴人は、子会社その他に、米国において被告製品の販売又は販売の申出をするよう、我が国で誘導してはならない。

五 被控訴人は、我が国において占有する被告製品を廃棄せよ。

六 被控訴人は、控訴人に対し、一億八〇〇〇万円及びこれに対する平成九年一月七日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

七 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

八 第二ないし第七項につき仮執行宣言

第二 事案の概要

次のとおり、当事者双方の当審における主張を加えるほか、原判決「第二 事案の概要」(三頁九行ないし二二頁六行)のとおりである。

一 控訴人の当審における主張

1 米国特許権に基づく差止め及び廃棄請求について

原判決は、米国特許法の域外適用規定を我が国内の行為に対して適用することは我が国の法秩序の理念に反するものであるから、法例三三条によりこれを適用しない旨判示するが、誤りである。

(一) 原判決は、工業所有権におけるいわゆる属地主義の原則によると、他の者の我が国における行為が米国特許権を侵害するということはあり得ない旨判示するが、本件で差止め及び廃棄請求の対象とされているのは、米国特許権である本件特許権の直接侵害行為そのものではなく、その積極的誘導又は寄与侵害である。このような積極的誘導又は寄与侵害は、米国の領域内でなされた直接侵害行為があつてはじめて成立する。そのため、国外の積極的誘導又は寄与侵害が違法とされるためにも、米国内の直接侵害行為が必須の構成要件とされる。このように、直接侵害行為が領域内で行われることを必須の要件として間接侵害行為の違法性を認めることは、属地主義に反するものではなく、属地主義との調和を図ったものである。

(二) また、法例三三条で「外国法二依ルヘキ場合…其規定ノ適用力」としているのは、単に当該外国準拠法の規定そのものが我が国と異なる制度・理念を持つとしてその適用を排除する趣旨ではなく、当該外国準拠法の規定を具体的事例に適用した結果が我が国の私法秩序に反するときにはじめて当該規定の適用を排除すべきとする趣旨である。しかも、原判決は、本件で積極的誘導ないし寄与侵害に関する米国特許法規定を具体的に適用した場合、我が国の私法秩序との関係でいかなる弊害が生ずるかという点に関し何ら審理していないものである。

我が国特許法の解釈においても、次の近時の通説的な見解は、直接侵害行為が我が国において行われていれば、教唆、幫助等の間接侵害行為が国外で行われたとしても、これを違法とすることは属地主義に反しないと解釈している。すなわち、C助教授は、属地主義の例外として、「属地主義の原則によるとしても、日本国内の侵害行為の教唆、幫助などの行為が国外で行われた共同不法行為に関しては、法例第一条一項の解釈として、直接の権利侵害が生じた地である日本の不法行為により損害賠償責任を発生せしめることにならう。日本国内の侵害行為に向けられたこれらの行為に損害賠償責任を課したところで、適用法に関し行為者を予測不可能な状況に追い込むことにはならないから、属地主義の原理に反することにはならないというべきである（D『特許権の効力についての国際的問題（1）』特許管理四三巻三号二六八頁（一九九三年）、E = F / G編『現代国際取引法講義』（一九九六年・法律文化社）一九五頁）」（知的財産法（甲第一九号証）四三七頁）と述べ、E教授、F助教授は、「わが国における侵害を外国で教唆または幫助する行為は、わが国の権利を保護するために国内での侵害以上に規制する必要がある場合がある。そのために、法例第一条の解釈として、侵害が行われるわが国をかかるとする外国での行為の結果発生地とみたうえで、不法行為地法がわが国法であるとするか（D『特許権の効力についての国際的諸問題（2・完）』）」教唆者または幫助者は共同不法行為者として直接の加害行為によって生じた損害について責任を負うものであるから、教唆または幫助としての行為地は直接の加害行為地となると解することはできないであろうか。このようにして外国行為者に不法行為責任を課しても、それはわが国国内の侵害行為に基づくものであるから、属地主義に反することにはならないと思われる」（G編「現代国際取引法講義」（甲第二〇号証）一九四頁）と述べている。

これは、近時の急速な国際化の進展の中で、特許権等の知的財産権の侵害も多様化しており、間接侵害行為が単に国外から行われているという一事だけでこれに特許権等の効力を及ぼし得ないとするのでは、余りに特許権等の効力を弱めるものであるという実質的考慮が働いていると推測される。右の我が国の通説的な見解と米国特許法の判例法とは、不法行為に基づいて域外的適用を認めるか、それとも特許権の効力として域外適用を認めるかという点については相違はあるが、いずれにしても域外適用が認められると解釈していることは共通している。したがって、我が国特許法の解釈において

も認められている域外適用を公序則に反すると判断することはできない。

さらに、本件において、米国特許権の域外的効力を認めたとしても、米国特許権に対する間接侵害行為が止んだり、過去の間接侵害行為に対する損害賠償が認められるだけであり、法廷地である我が国社会において、真に忍び難い事態が生ずる可能性は皆無といってよい。そればかりでなく、本件において米国特許権の効力を認めれば、我が国国民が保有する米国特許権という財産権を保護することになり、知的財産権を保護するという法目的にも適うことになる。これに対して、本件で米国特許権に基づく間接侵害について、日本の裁判所が救済を拒否すれば、控訴人は、我が国に管轄が認められているにもかかわらず、米国裁判所において、権利行使をすることを余儀なくされ、多大な負担を強いられることになる。仮に米国において裁判を提起したとしても、国外の企業である被控訴人に対して米国裁判所が管轄権を有するかどうかは、米国のロングアーム法の存在、内容いかんにより確実なものではないし、仮に管轄があったとしても、米国裁判所の発する差止命令の効力が被控訴人に及ぶかどうかも不確実である。また、損害賠償請求についても、被控訴人が米国に財産を有しているかどうかも定かではなく、権利の実効性は極めて不確実である。そうすると、本件の場合、控訴人は、いずれの国の裁判所からも十分に救済を受けられないという事態が発生する可能性がある。こうなると、本件のように、米国に一〇〇パーセント子会社を作り、子会社をわら人形として直接侵害行為を行わせて海外から間接侵害を行う形態を採れば、米国特許権の実効性を実質的に弱めることが可能となるばかりでなく、あたかも我が国裁判所がかかる侵害回避行為に加担することになってしまい、極めて不合理な事態を招く結果となる。したがって、本件は、公序則を適用する前提を欠くものである。

(三) 原判決は、法例三三条により本件で米国特許法の適用を排除する理由として、このように解さないと、米国特許権の権利者は我が国の裁判所で米国特許権に基づく差止等を請求し得るのに対して、我が国の特許権の権利者は米国の裁判所で同様の救済を受けられないということになり、米国特許権の権利者に比べて、我が国特許権の権利者を著しく不平等に扱うことになることを挙げている。

しかし、仮に我が国の特許権の権利者が米国の裁判所で救済を受けられないとしても、それは米国特許法にあって我が国の特許法にない積極的誘導又は寄与侵害の差止めを求める場合にとどまる。原判決が指摘するような不平等が生じるのは、米国特許法にある積極的誘導又は寄与侵害を我が国特許法では差止請求の対象と明記されていないからであって、米国特許法が積極的誘導又は寄与侵害について域外適用を認めているからではない。

(四) 以上のとおり、米国特許権に基づく差止請求に対し、法例三三条に基づき米国特許法の適用を排除した原審の判断は、違法なものである。

2 米国特許権の侵害を理由とする損害賠償請求について

(一) 原判決は、「控訴人が不法行為に当たると主張する被告の行為は、すべて日本国内の行為である」として判断するが、これは明らかに誤りである。

前記1(一)で述べたとおり、本件で差止め及び廃棄請求の対象とされているのは、米国特許権である本件特許権の直接侵害に対する積極的誘導又は寄与侵害であり、米国特許法上、米国の領域内でなされた直接侵害行為があってはじめて成立する。そして、控訴人は、原審段階から、被控訴人以外の第三者による米国内での直接侵害行為について主張し、これに対し、被控訴人は、本訴において、被控訴人以外の第三者による実施行為、すなわち直接侵害行為を認めている。とすれば、法例一条一項で規定する「不法行為」の原因発生事実は、被控訴人が日本国内で行った行為の積極的誘導又は寄与侵害だけでなく、当事者間に争いのない事実である被控訴人以外の第三者による米国内での直接侵害行為、及び右直接侵害行為と被控訴人の右積極的誘導又は寄与侵害との因果関係も含まれるものである。その意味で、控訴人が不法行為の原因発生事実として審

理の対象として求めた行為は、被控訴人の日本国内の行為に止まるものではない。

(二) 本件のように、連結点たる原因事実発生地が複数の国にまたがる場合は、当該事件に最も密接に関係する法を選択・適用するという国際私法の理念に基づいて準拠法が決定されるべきである。

そうすると、米国特許権に基づく損害賠償請求の準拠法は、これを特許権の効力と法性決定するか、また原審のように不法行為と法性決定するかはさておき、結論としては当該特許権の保護国法である米国特許法と解すべきである。

本件において原判決のように不法行為と法性決定したとしても、前記1(二)に示した学説は、いずれも日本の特許権について、国外で行われた教唆、幫助行為に対して、法例一条の解釈として日本の不法行為を適用するとしており、その法律構成として、結果発生地である日本を「原因タル事実ノ発生シタル地」とする考えと、これを共同不法行為とみて直接侵害行為が行われた日本を「原因タル事実ノ発生シタル地」とする考えを示している。本件の場合、結果発生地も直接侵害行為地も米国であり、右いずれの考え方によっても、米国が法例一条の「原因タル事実ノ発生シタル地」と解釈されるべきである。

(三) 次に、原判決のように不法行為と法性決定したとすると、法例一条二項及び三項により日本法が累積適用されることとなる。しかし、ここで適用される具体的な条項は、原判決で説示された民法七〇九条ではなく、教唆者及び幫助者について規定した民法七一九条二項である。本件で控訴人が求めた損害賠償請求の対象は、直接侵害行為ではなく、それに対する積極的誘導又は寄与侵害であるからである。民法七一九条二項では、教唆者及び幫助者はこれを共同行為者とみなすとしていることから、直接侵害行為者との関連性が認められれば、本件で被控訴人に不法行為責任を問うことは、法例一条二項に照らし何ら問題ない。

(四) 被控訴人は、外国特許法の適用を我が国内の行為について認めると、我が国国民は、審査の基準も効力も一様ではない外国特許権の制約を受けることになり、属地主義をとることはこの点でも合理性がある旨主張するが、「日本国内の侵害行為に向けられたこれらの行為に損害賠償責任を課したところで、適用法に関し行為者を予測不可能な状況に追い込むことにはならない」とC助教授が述べている理由付けがここにも当てはまる。我が国での製造、販売等を越えて他国の特許権に関係する行為を行う以上、他国の法律の適用を受けることは甘受すべきである。

さらに、被控訴人は、特許制度について域外適用を認めず属地主義をとるというのが国際的にも大勢であり、我国の特許法が不合理であるということはいえない旨主張するが、古典的な体系書であるH・工業所有権法〔新版・増補〕においても「属地主義や所在地法の原則に対して疑問が持たれ、色々な修正が試みられている」とされている上(同書三六頁)、前記のとおり、C助教授、E教授らの見解は、特許権の域外適用を認めているのであり、古典的な属地主義を根拠とする被控訴人の主張は不当である。

3 不当利得返還請求について

右2に述べたことは、不当利得返還請求にも当てはまる。すなわち、連結点となる原因事実発生地は、我が国に止まらず、本件特許権の成立及び控訴人への帰属、第三者による本件特許権に対する直接侵害行為等米国にも及んでいることから、本件に最も密接関連性のある法を準拠法として選択するという国際私法の理念に基づき考えれば、米国法を準拠法と解すべきことは自明である。

二 被控訴人の当審における主張

1 はじめに

本件は、我が国国民である控訴人が、我が国国民である被控訴人に対し、被控訴人の我が国内における行為につき差止めと損害賠償を求めているものであるから、端的に

我が国法に基づく請求権の有無を判断すべきである。

すなわち、特許権は、本質的に国家主権によって創設された通商産業政策上の権利であって、その効力は権利を付与した当該国家の主権に依拠するものである。したがって、その効力は、必然的にその国家主権の範囲内にしか及ばない。このような理解に基づき、知的所有権の分野における「属地主義の原則は、一国で認めた知的財産権の効力はその国の統治権の及ぶ領域内に限られ、その成立、変動および効力などは、条約の定める範囲外においては、総てその権利を認める国の法律によるものである。その結果、各国は原則として、自国の認めた知的財産権について外国の法律を適用しないし、また外国法によって認めた知的財産権を自国の領域内において承認しない。」と説明されてきた（Ⅰ「知的財産権の国際的保護」国際私法の争点（新版）二五頁）。かような知的所有権についての属地主義の理解は、今日でも国際的にみて通説的な理解であって、我が国でも広く承認されている。そして、このような理解からすれば、本件は、そもそも国際私法の問題ではなく、特許権及びその根拠である国家主権に内在する制約としての属地主義の問題と理解することができる。したがって、米国特許法が適用される余地がないことは明らかである。

2 米国特許権に基づく差止め及び廃棄請求について

（一） 控訴人は、積極的誘導又は寄与侵害は米国内の直接侵害行為が必須の構成要件とされるのであり、かかる点で属地主義に反しない旨主張する。

しかしながら、控訴人の請求の対象となっている行為は、すべて被控訴人の我が国における行為であり、控訴人はこれを米国特許権の侵害であると主張するものである。したがって、米国の法廷において、米国内における直接侵害の差止め等とともに権利主張をするのであればともかく、我が国において、米国特許権の効力としてその差止め等を求めることは、米国特許権を我が国内で行使しようとするものであって、属地主義の原則に反し許されないものである。

（二） 控訴人は、法例三三条で「外国法ニ依ルヘキ場合…其規定ノ適用力」としているのは、外国準拠法の規定を具体的事例に適用した結果が我が国の私法秩序に反するときにはじめて当該規定の適用を排除すべきとする趣旨である旨主張する。

しかしながら、前記1に述べたとおり、特許権は本質的に国家主権によって創設された通商産業政策上の権利であって、その効力はその国家主権の範囲内にしか及ばないものであるから、仮に米国特許法の適用を認める立場をとったとしても、我が国の特許制度と相容れない事柄については公序に反することになり、米国特許法の適用が排除されるものである。したがって、米国特許法の域外適用規定に基づいて米国特許法を我が国内の行為に適用すること自体、我が国の公序則に反するものである。

また、外国特許法の適用を我が国内の行為について認めるとすると、我が国国民は、審査の基準も効力も一様ではない外国特許権の制約を受けることになる。しかも、これらの特許発明の内容は、我が国ではもちろん公開されておらず、外国においても我が国の言語で公開されているものではないから、大変な混乱を招くことになる。したがって、属地主義をとることは、この点でも合理性があるのであり、外国特許法を我が国内の行為に適用することは、法例三三条の公序に反するものといわざるを得ない。

（三） 控訴人は、我が国の特許権の権利者が米国の裁判所で救済を受けられないとしても、それは米国特許法にある積極的誘導又は寄与侵害を我が国特許法では差止請求の対象と明記されていないからである旨主張する。

しかしながら、我が国特許権の権利者が米国の裁判所で救済を受けられない不平等を生じることについては、控訴人も認めているものである。そして、控訴人は、その原因は我が国特許法の不備にあると主張するものであるが、むしろ特許制度について域外適用を認めず属地主義をとるとというのが国際的にも大勢であり、我が国特許法が不合理であるということはいえない。

（四） 控訴人は、C助教授の学説を引用した主張をするが、右の学説は、我が

国内において我が国特許権の侵害行為があり、その教唆等の行為が我が国外で行われた場合に、我が国特許法の適用を認めても属地主義の原理には反することにはならないというものである。そして、この考え方は、我が国の裁判所において、我が国特許法を適用する場合のことを前提としているものであり、本件とは前提が異なっているのである。

また、控訴人は、E教授らの学説を引用した主張をするが、右学説も、「教唆または幫助としての行為地は直接の加害行為地となると解することはできないであろうか。」と提案しているにすぎないのであって、この考え方が通説というわけではない。

3 米国特許権の侵害を理由とする損害賠償請求について

(一) 損害賠償請求については、民法七〇九条に基づくものであり、仮に渉外的要素があるとしても、法例一一条によって「原因タル事実ノ発生シタル地」の法律によることになる。そして、本件では、控訴人は被控訴人の我が国における行為が権利侵害であると主張しているものであり、控訴人も被控訴人も、住所と居所を我が国に有する日本人であるから、いかなる説をとっても「原因タル事実ノ発生シタル地」が我が国であることは明らかである。したがって、損害賠償請求については、我が国法が適用されることとなる。

(二) さらに、控訴人は、仮に我が国法が適用されるとした場合、適用されるべきは民法七〇九条ではなく、民法七一九条二項である旨主張する。

しかしながら、控訴人は被控訴人の行為を独立の不法行為として損害賠償を請求しているのであるから、民法七〇九条による請求である。この点の控訴人の主張は、理由のないものである。

(三) 控訴人は、結果発生地である米国を不法行為地と観念すべきである旨主張する。しかし、法例一一条の不法行為地とは一般に原因となる行為が行われた地（行動地）を意味し、結果が発生した地ではないと考えられる。けだし、不法行為法は、過失責任の原則の具体化であり、行為者にとって行為準則となるものである以上、行動地に最も密接に関連すると考えられるからである。

第三 争点に対する判断

一 争点1（米国特許権に基づく差止め及び廃棄請求の可否）について

1 (一) 控訴人の本件差止め及び廃棄請求は、我が国に住所を有する我が国国民である控訴人が、我が国に本店を有する日本法人である被控訴人を相手方として、被控訴人の我が国内における行為が控訴人の有する米国特許権の侵害に当たることを理由とするものである。そして、本件においては、右のとおり、両当事者は住所・本店所在地を我が国とする日本人・日本法人であり、本件差止め請求の対象行為地及び本件廃棄請求の対象物件の所在地並びに法廷地は、いずれも我が国である。

しかしながら、特許権については、国際的に広く承認されているいわゆる属地主義の原則が適用され、外国の特許権を内国で侵害するとされる行為がある場合でも、特段の法律又は条約に基づく規定がない限り、外国特許権に基づく差止め及び廃棄を内国裁判所に求めることはできないものというべきであり、外国特許権に基づく差止め及び廃棄の請求権については、法例で規定する準拠法決定の問題は生じる余地がない。そして、外国の特許権に基づく差止め及び廃棄請求を我が国で行使することができるとする法律又は条約は存在しないので、控訴人の米国特許権に基づく我が国内における本件差止め及び廃棄請求は理由がないといわざるを得ない。

(二) 控訴人は、本件差止め及び廃棄請求は米国特許権に基づくものであるが、米国特許法が規定する米国内における直接侵害行為に関する他国（日本国）領域内における積極的誘導又は寄与侵害の行為を対象とするものであるから、米国特許法を準拠法とすべきである旨主張し、原判決も、米国特許権に基づく請求であるという点において渉外的要素を含むので、どの国の法律を準拠法とすべきかが問題となるとした上、

本件差止め及び廃棄請求の準拠法に関する限りにおいては、結論として、当該特許権が登録された国の法律すなわち米国特許法が準拠法になると判断した。

しかし、仮に、右各請求が渉外的要素を含み、どの国の法律を準拠法とすべきかが問題となるとしても、法例等に特許権の効力の準拠法に関する定めはないから、正義及び合目的性の理念という国際私法における条理に基づいて決定するほかないところ、(一)冒頭に掲記の本件の事実関係、及び一般にある国で登録された特許権の効力が当然に他の国の領域内に及ぶものとは解されていないことなどに照らすと、準拠法は我が国の特許法又は条約であると解するのが相当である。

そして、前記のとおり、我が国特許法には、他国の特許権につき積極的誘導又は寄与侵害に当たるとされる我が国領域内における行為の差止めやそのような行為によって製造された製品の廃棄を認める規定はなく、我が国と他国(米国)との間で互いに相手国の特許権の効力を自国においても認めるべき旨を定めた条約も存在しない。

控訴人は、教唆又は幫助により直接侵害行為の行われた米国を結果発生地とみる見解や、共同不法行為者の責任原理から我が国で教唆又は幫助が行われても米国が直接の加害行為地とする見解に基づき、米国特許法の適用を主張するが、右各見解は、本件においてはいずれも採用することができない。

(三) 以上のとおりであるから、控訴人の本件差止め及び廃棄請求は我が国特許法が認める差止請求及び廃棄請求の根拠となる我が国特許権に関する主張がない以上、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

2 以上によれば、被告製品が本件米国特許発明の技術的範囲に含まれるかなどの点について判断するまでもなく、控訴人の差止め及び廃棄請求は、すべて理由がないというべきである。

二 争点2(米国特許権の侵害を理由とする損害賠償請求の可否)について

1 控訴人の請求は、被控訴人の行為が控訴人の米国特許権を侵害することを理由に損害賠償を求めるものであり、控訴人の主張する被侵害法益は米国特許権である。そして、控訴人の主張する損害賠償請求権は、広く我が国の不法行為に基づく損害賠償請求権の範囲に属する可能性があるため、前記差止め及び廃棄請求とは異なり、渉外的要素を含むものである。

そこで、まず、その準拠法について検討すると、特許権の侵害を理由とする損害賠償は特許権の効力と関連性を有するものではあるが、損害賠償請求を認めることは特許権特有の問題ではなく、あくまでも当該社会の法益保護を目的とするものであるから、不法行為の問題と性質決定し、法例―一条一項によるべきものと解するのが相当である。法例―一条一項においては、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力はその原因たる事実の発生した地の法律によるものと規定されている。そして、控訴人が不法行為に当たると主張する被控訴人の行為は、すべて日本国内の行為であるから、本件においては、日本法(民法七〇九条以下)を適用すべきものというべきである。

2 民法七〇九条においては、他人の権利を侵害したことが、不法行為に基づく損害賠償請求権の要件の一つとされているところ、本件においては、控訴人が被控訴人の行為によって侵害されたと主張する権利は米国特許権である。前記のとおり、我が国においては属地主義の原則を排除して米国特許権の効力を認めるべき法律又は条約は存在しないので、米国特許権は、我が国の不法行為法によって保護される権利には該当しない。したがって、米国特許権の侵害に当たる行為が我が国でされたとしても、右行為は、米国特許権侵害に当たるとの主張事実のみをもってしては、日本法上不法行為たり得ないと解するのが相当である。

3 したがって、控訴人の損害賠償請求を認めることはできない。

4 なお、控訴人は、結果発生地である米国を「原因タル事実ノ発生シタル地」とする見解又は共同不法行為とみて直接侵害行為が行われた米国を「原因タル事実ノ発生

シタル地」とする見解に基づき、本件につき不法行為法の準拠法を決定する場合には、米国が法例一条の「原因タル事実ノ発生シタル地」と解釈すべきである旨主張する。しかしながら、特許侵害行為についての準拠法は、教唆、幫助行為等を含め、過失主義の原則に支配される不法行為の問題として行為者の意思行為に重点が置かれて判断されるべきであるから、本件では不法行為者とされる者の行動地である我が国が法例一条一項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」に当たるといふべきであり、控訴人の右主張は採用することができない。

三 不当利得返還請求権に基づく請求について

控訴人は、不法行為による損害賠償請求権が時効により消滅した部分については、予備的に、不当利得返還請求権を行使すると主張している。

控訴人の右予備的請求について、これを消滅時効以外の理由により不法行為による損害賠償請求が排斥される場合を含めて、広く、不当利得の返還を予備的に求めるものと解し得るとしても、右の不当利得返還請求の準拠法については、法例一条一項により、特許権の侵害を理由とする損害賠償請求におけるのと同様、日本法（民法七〇三条以下）を適用すべきものというべきである。そして、前に判示したとおり、属地主義の原則により、米国特許権の効力が日本国内に及ばない以上、被告が我が国の国内における行為により法律上の原因なくして控訴人の財産又は労務により利益を得て控訴人に損失が生じたということもできないから、右予備的請求を認めることもできない。

四 結論

よって、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。
（口頭弁論終結の日 平成一一年一月十九日）

東京高等裁判所第一八民事部

裁判長裁判官 永 井 紀 昭

裁判官 塩 月 秀 平

裁判官 市 川 正 巳

B 工業所有権の保護に関する 1883年 3月 20日の パリ条約

1900年 12月 14日にフラッセルで、1911年 6月 2日にワシントンで、1925年 11月 6日にヘーグで、1934年 6月 2日にロンドンで、1958年 10月 31日にリスボンで及び1967年 7月 14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する 1883年 3月 20日のパリ条約

第 1 条

- (1) この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。
- (2) 工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原

産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するものとする。

(3) 工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられる。

(4) 特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によつて認められる各種の特許が含まれる。

第2条

(1) 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。すなわち、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

(2) もつとも、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない。

(3) 司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる。

第3条 同盟に属しない国の国民であつて、いずれかの同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民とみなす。

第4条

A

(1) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をすることに關し、以下に定める期間中優先権を有する。

(2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。

(3) 正規の国内出願とは、結果のいかなを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

B すなわち、A(1)に規定する期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。

C

(1) A(1)に規定する優先期間は、特許及び実用新案については12箇月、意匠及び商標については6箇月とする。

(2) 優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、期間に算入しない。

(3) 優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される。

(4) (2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びそ

の先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。

D

(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1) の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物（特に特許及びその明細書に関するもの）に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類（明細書、図面等を含む。）の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後に出願の日から3箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかつた場合の効果を決める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2) に定める方法で公表される。

E

(1) いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。

(2) なお、いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができるものとし、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる。

F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権（二以上の国においてされた出願に基づくものを含む。）を主張することを理由として、又は優先権を主張して行つた特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。

優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分については、通常の条件に従い、後に出願が優先権を生じさせる。

G

(1) 審査により特許出願が複合的であることが明らかになつた場合には、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。

(2) 特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、その分割を認める場合の条件を定めることができる。

E 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。

I

(1) 出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においてされた発明者証の出願は、特許出願の場合と同一の条件でこの条に定める優先権を生じさせるものとし、その優先権は、特許出願の場合と同一の効果を有する。

(2) 出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においては、発明者証の出願人は、特許出願について適用されるこの条の規定に従い、特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の出願に基づく優先権の利益を享受する。

第4条の2

(1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国（同盟国であるかどうかを問わない。）において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。

(2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に発明された特許が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。

(3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するすべての特許について適用する。

(4) (1)の規定は、新たに加入する国がある場合には、その加入の際に加入国又は他の国に存する特許についても、同様に適用する。

(5) 優先権の利益によつて取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。

第4条の3 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

第4条の4 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によつて生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。

第5条

A

(1) 特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも、効力を失わない。

(2) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。

(3) (2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。

(4) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的なものであつてはならないものとし、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係るものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によつても、移転することができない。

(5) (1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。

B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物

品を輸入することによつては、失われぬ。

C

(1) 登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる。

(2) 商標の所有者が一の同盟国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えてその商標を使用する場合には、その商標の登録の効力は、失われず、また、その商標に対して与えられる保護は、縮減されない。

(3) 保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる二以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しないことを条件とする。

D 権利の存在を認めさせるためには、特許の記号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは表示を産品に付することを要しない。

第5条の2

(1) 工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも6箇月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。

(2) 同盟国は、料金の不納により効力を失つた特許の国後について定めることができる。

第5条の3 次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。

1. 当該同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入つた場合に、その船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許の対象である発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること。

2. 当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入つた場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明を使用すること。

第5条の4 ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によつて与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。

第5条の5 意匠は、すべての同盟国において保護される。

第6条

(1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。

(2) もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。

(3) いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む。）において登録された商標から独立したものとする。

第6条の2

(1) 同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてか

つ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。

(2)(1)に規定する商標の登録を無効とするものの請求については、登録の日から少なくとも5年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。

(3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする。

第6条の3

(1)

a. 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。

b. (a)の規定は、二又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となつている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。

c. いずれの同盟国も、この条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤つて信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。

(2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。

(3)

a. (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。もつとも、その通知は、国の旗章に関しては義務的でない。

b. (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。

(4) 同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領した時から12箇月の期間内においては、その異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる。

(5)(1)の規定は、国の旗章に関しては、1925年11月6日の後に登録される商標についてのみ適用する。

(6) 前記の諸規定は、同盟国の国の記章(旗章を除く。)、公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しては、(3)の通知を受領し

た時から2箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。

(7) 同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で1925年11月6日前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされた場合には、当該登録を無効とすることができる。

(8) 各同盟国の国民であつて自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、それらを使用することができる。

(9) 同盟国は、他の同盟国の国の紋章については、その使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けないで取引においてその紋章を使用することを禁止することを約束する。

(10) 前記の諸規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同盟国により採用された公の記号及び印章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けないで使用している商標につき、第6条の5B3の規定に基づいてその登録を拒絶し又は無効とすることを妨げない。

第6条の4

(1) 商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時にに行われるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であつて当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。

(2) (1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。

第6条の5

A

(1) 本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登争を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証をも必要としない。

(2) 本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であつて同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。

B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第10条の2の規定の適用は、妨げられない。

1. 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合

2. 当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合

3. 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定(公の秩序に関するものを除く。)に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。

C

(1) 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては、すべての事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。

(2) 本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。

D いかなる者も、保護を要求している商標が本国において登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない。

E もつとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない。

F 第4条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。

第6条の6 同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。

第6条の7

(1) 同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。

(2) 商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。

(3) 商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。

第7条 いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。

第7条の2

(1) 同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。

(2) 各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。

(3) もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に対しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由としては、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができない。

第8条 商号は、商標の一部であるかどうかを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の真正又は登記が行われていることを必要としない。

第9条

(1) 不法に商標又は商号を付した商品は、その商標又は商号について法律上の保護を受

ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる。

(2) 差押えは、また、産品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその産品が輸入された同盟国の国内においても行われる。

(3) 差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人（自然人であるか法人であるかを問わない。）の請求により、各国盟国の国内法令に従って行われる。

(4) 当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。

(5) 同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。

(6) 同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを定めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。

第 10 条

(1) 前条の規定は、産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関し直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合についても適用する。

(2) (1) の産品の生産、製造又は販売に従事する生産者、製造者又は販売人であつて、原産地として偽つて表示されている土地、その土地の所在する地方、原産国として偽つて表示されている国又は原産地の虚偽の表示が行われている国に住所を有するものは、自然人であるか法人であるかを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる。

第 10 条の 2

(1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。

(2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

(3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

1. いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業との活動との混同を生じさせるようなすべての行為

2. 競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

3. 産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

第 10 条の 3

(1) 同盟国は、第 9 条から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。

(2) 同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第 9 条から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。

第 11 条

(1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。

(2) (1) の仮保護は、第 4 条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が

主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとする事ができる。

(3) 各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

第 12 条

(1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。

(2)(1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。

- a. 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示
- b. 登録された商標の複製

第 13 条

(1)

a. 同盟は、この条から第 17 条までの規定に拘束される同盟国で構成する総会を有する。

b. 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

c. 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2)

a. 総会は、次のことを行う。

i. 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

ii. 世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）に対し、改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第 17 条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。

iii. 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

iv. 総会の執行委員会の構成国を選出すること。

v. 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。

vi. 同盟の事業計画を決定し及び 2 年予算を採択し、並びに決算を承認すること。

vii. 同盟の財政規則を採択すること。

viii. 同盟の目的を達成するために必要と認める専門家委員会及び作業部会を設置すること。

ix. 同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

x. この条から第 17 条までの規定の修正を採択すること。

xi. 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

xii. その他この条約に基づく任務を遂行すること。

xiii. 機関を設立する条約によつて総会に与えられる権利（総会が受諾するものに限る。）を行使すること。

b. 総会は、機関が管理業務を行つている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3)

a. (b) の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国のみを代表することができる。

b. 前条に規定する工業所有権に関する各国の特別の部局としての性格を有する共通官

庁を設立するための特別の取極に基づいて結集した同盟国は、討議において、それらの国の一国をもつて共同の代表とすることができる。

(4)

a. 総会の各構成国は、一の票を有する。

b. 総会の構成国の2分の1をもつて定足数とする。

c. 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の2分の1に満たないが3分の1以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合のみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から3箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。

d. 第17条(2)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の3分の2以上の多数による議決で行われる。

e. 棄権は、投棄とみなさない。

(5)

a. (b)の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国の名においてのみ投票することができる。

b. (3)(b)に規定する同盟国は、原則として、総会の会期に自国の代表を出すように努める。もつとも、例外的な理由のために自国の代表を出すことができない場合には、自国の名において投票する権限を他の(3)(b)に規定する同盟国の代表に与えることができる。この場合において、代理投票は、一の国のためにのみ行うことができる。代理投票の権限は、国の元首又は権限を有する大臣が署名する書面によつて与えられる。

(6) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(7)

a. 総会は、事務局長の招集により、2年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

b. 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成国の4分の1以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(8) 総会は、その手続規則を採択する。

第14条

(1) 総会は、執行委員会を有する。

(2)

a. 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によつて選出された国で構成する。更に、その領域内に機関の本部が所在する国は、第16条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、当然に執行委員会に議席を有する。

b. 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

c. 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の数の4分の1とする。議席の数の決定に当たっては、4で除した余りの数は、考慮に入れない。

(4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に関連して作成される特別の取極の締約国が執行委員会の構成国となることの必要性を考慮する。

- (5)
- a. 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時までとする。
 - b. 執行委員会の構成国は、最大限その構成回の3分の2まで再選されることができる。
 - c. 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する規則を定める。
- (6)
- a. 執行委員会は、次のことを行う。
 - i. 総会の議事日程案を作成すること。
 - ii. 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び2年予算案について総会に提案をすること。
 - iii. 削除
 - iv. 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。
 - v. 総会の決定に従い、また、総会の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。
 - vi. その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。
 - b. 執行委員会は、機関が管理業務を行つている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (7)
- a. 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年2回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
 - b. 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の4分の1以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8)
- a. 執行委員会の各構成国は、一の票を有する
 - b. 執行委員会の構成国の2分の1をもつて定足数とする。
 - c. 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行われる。
 - d. 棄権は、投票とみなさない。
 - e. 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。

第15条

- (1)
- a. 同盟の管理業務は、文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約によつて設立された同盟事務局と合同した同盟事務局の継続である国際事務局が行う。
 - b. 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の事務局の職務を行う。
 - c. 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。
- (2) 国際事務局は、工業所有権の保護に関する情報を収集し及び公表する。各同盟国は、工業所有権の保護に関するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに国際事務局に送付するものとし、また、工業所有権に関する自国の部局の刊行物であつて、工業所有権の保護に直接の関係があり、かつ、国際事務局がその業務に関して有益であると認めるすべてのものを国際事務局に提供する。
- (3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する。
- (4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に応じ、工業所有権の保護に関する問題に

ついでに情報を提供する。

(5) 国際事務局は、工業所有権の保護を促進するため、研究を行い及び役務を提供する。

(6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他専門家委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(7)

a. 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、この条約（第13条から第17条までの規定を除く。）の改正会議の準備を行う。

b. 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

c. 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第16条

(1)

a. 同盟は、予算を有する。

b. 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

c. 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行つている一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つている他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

i. 同盟国の分担金

ii. 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金

iii. 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料

iv. 贈与、遺増及び補助金

v. 賃貸料、利子その他の雑収入

(4)

a. 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

等級 I 25

等級 II 20

等級 III 15

等級 IV 10

等級 V 5

等級 VI 3

等級 VII 1

b. 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入諸を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができる。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に対しその通常会期において表明しなければならない。その変更は、その全期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

c. 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

- d. 分担金は、毎年1月1日に支払の義務が生ずる。
- e. 分担金の支払が遅滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ2年度においてその国について支払の義務が生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関が自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の遅滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。
- f. 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。
- (5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを総会及び執行委員会に報告する。
- (6)
- a. 同盟は、各同盟国の一国限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。
- b. 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。
- c. (b) の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。
- (7)
- a. その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。
- b. (a) の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりから3年を経過した時に効力を生ずる。
- (8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第17条

- (1) 第13条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の6箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。
- (2) (1) の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の4分の3以上の多数による議決を必要とする。ただし、第13条及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の5分の4以上の多数による議決を必要とする。
- (3) (1) の諸条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であつた国の4分の3から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後1箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第18条

- (1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付される。

- (2) このため、順次にいずれかの同盟国において、同盟国の代表の間で会議を行う。
(3) 第 13 条から前条までの規定の修正は、前条の規定に従って行う。

第 19 条 同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

第 20 条

(1)

a. 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

b. 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が (i) 又は (ii) にいう規定には及ばないことを宣言することができる。

i. 第 1 条から第 12 条までの規定

ii. 第 13 条から第 17 条までの規定

c. (b) の規定に従い (b) の二群のうち一群について批准又は加入の効果を排除した各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果をその群に及ぼすことを宣言することができる。その宣言は、事務局長に寄託する。

(2)

a. 第 1 条から第 12 条までの規定は、(1)(b)(i) の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の 10 の同盟国については、その 10 番目の批准書又は加入書が寄託された後 3 箇月で効力を生ずる。

b. 第 13 条から第 17 条までの規定は、(1)(b)(ii) の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の 10 の同盟国については、その 10 番目の批准書又は加入書が寄託された後 3 箇月で効力を生ずる。

c. (1)(b)(i) にいう規定が (a) の規定に従って、(1)(b)(ii) にいう規定が (b) の規定に従って、それぞれ最初に効力を生ずることを条件として、及び (1)(b) の規定に従うことを条件として、第 1 条から第 17 条までの規定は、(a) 及び (b) の同盟国以外の同盟国であつて、批准書若しくは加入書を寄託するもの又は (1)(c) の規定に基づく宣言を寄託するものについては、事務局長がその寄託を通告した日の後 3 箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が、寄託された批准書、加入書又は宣言において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 第 18 条から第 30 条までの規定は、批准書又は加入書を寄託する各同盟国について、(1)(b) の二群がそれぞれ (2)(a)、(b) 又は (c) の規定に従いその国について効力を生ずる日のうち早い方の日に効力を生ずる。

第 21 条

(1) 同盟に属しないいずれの国も、この改正条約に加入することができるものとし、その加入により同盟の構成国となることができる。加入書は、事務局長に寄託する。

(2)

a. 同盟に属しない国でこの改正条約の効力発生の日の 1 箇月前までに加入書を寄託したものについては、この改正条約は、その加入書において一層遅い日が指定されていない限り、前条 (2)(a) 又は (b) の規定によりこの改正条約が最初に効力を生ずる日に効力を生ずる。ただし、

i. この改正条約の効力発生の日に第 1 条から第 12 条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第 1 条から第 12 条までの規定に拘束される。

ii. この改正条約の効力発生の日に第 13 条から第 17 条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第 13 条及び第 14 条 (3) から (5) までの規定に拘束される。

加入書において一層遅い日を指定した国については、この改正条約は、そのように指定された日に効力を生ずる。

b. 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前 1 箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、(a) のただし書の規定に従うことを条件として、事務局長がその加入を通告した日の後 3 箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前 1 箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局長がその加入を通告した日の後 3 箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

第 22 条 批准又は加入は、第 20 条 (1) (b) 及び第 28 条 (2) の規定に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この改正条約のすべての条項の受諾及びこの改正条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

第 23 条 この改正条約が全体として効力を生じた後は、いずれの国も、この条約の従前の改正条約に加入することができない。

第 24 条

(1) いずれの国も、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつでも、書面により事務局長に通告することができる。

(2) (1) の宣言又は通告を行つた国は、当該領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、事務局長にいつでも通告することができる。

(3)

a. (1) の規定に基づいて行われた宣言は、その宣言を付した批准又は加入と同一の日に効力を生ずるものとし、(1) の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその通報の後 3 箇月で効力を生ずる。

b. (2) の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその受領の後 12 箇月で効力を生ずる。

第 25 条

(1) この条約の締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) いずれの国も、その批准書又は加入書を寄託する時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができる状態になつていなければならないと了解される。

第 26 条

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局長にあてた通告により、この改正条約を廃棄することができる。その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行つた国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有す

る。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

(4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から5年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

第27条

(1) この改正条約は、それが適用される同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、1883年3月20日のパリ条約及びその後の改正条約に代わる。

(2)

a. この改正条約が適用されない同盟国又はこの改正条約が全体としては適用されない同盟国で、1958年10月31日のリスボン改正条約が適用されるものとの関係においては、リスボン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

b. 同様に、この改正条約又はその一部及びリスボン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、1934年6月2日のロンドン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

c. 同様に、この改正条約又はその一部、リスボン改正条約及びロンドン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、1925年11月6日のヘーグ改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、この改正条約の締約国でない同盟国又はこの改正条約の締約国であるが第20条(1)(b)(i)の規定に基づく宣言を行つた同盟国との関係において、この改正条約を適用する。それらの国は、当該同盟国が、それらの国との関係において、当該同盟国が締約国となつている最新の改正条約を適用することを認める。

第28条

(1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国との間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

(2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。(1)の規定は、その宣誓を行つた国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。

(3) (2)の規定に基づく宣言を行つた国は、事務局長にあてた通告により、その宣言をいつでも撤回することができる。

第29条

(1)

a. この改正条約は、フランス語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

b. 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、英語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

c. これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。

(2) この改正条約は、1968年1月13日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときは他の国の政府に

対し、スウェーデン政府が認証したこの改正条約の署名本書の謄本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書若しくは加入書に付された宣言又は第 20 条 (1) (c) の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいずれかの規定の効力の発生、廃棄の通告及び第 24 条の規定に基づいて行われた通告を通報する。

第 30 条

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、この改正条約において機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、同盟事務局又はその事務局長をいうものとする。

(2) 第 13 条から第 17 条までの規定に拘束されていない同盟国は、希望するときは、機関を設立する条約の効力発生の日から 5 年間、第 13 条から第 17 条までの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日に効力を生ずる。それらの国は、その 5 年の期間が満了するまで、総会の構成国とみなされる。

(3) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。

(4) すべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 C)

【目次】

第 1 部 一般規定及び基本原則 (第 1 条 ~ 第 8 条)

第 2 部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準 (第 9 条 ~ 第 40 条)

第 3 部 知的所有権の行使 (第 41 条 ~ 第 61 条)

第 4 部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続 (第 62 条)

第 5 部 紛争の防止及び解決 (第 63 条 ~ 第 64 条)

第 6 部 経過措置 (第 65 条 ~ 第 67 条)

第 7 部 制度上の措置及び最終規定 (第 68 条 ~ 第 73 条)

平成 6 ・ 12 ・ 28 ・ 条約 15 号

加盟国は、

国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し、

このため、(a) 1994 年のガット及び知的所有権に関する関連国際協定又は関連条約の基本原則の適用可能性、(b) 貿易関連の知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する適当な基準及び原則の提供、(c) 国内法制の相違を考慮した貿易関連の知的所有権の行使のための効果的かつ適当な手段の提供、(d) 政府間の紛争を多数国間で防止し及び解決するための効果的かつ迅速な手続の提供並びに (e) 交渉の成果への最大限の参

加を目的とする経過措置に関し、新たな規則及び規律の必要性を認め、
不正商品の国際貿易に関する原則、規則及び規律の多数国間の枠組みの必要性を認め、
知的所有権が私権であることを認め、
知的所有権の保護のための国内制度における基本的な開発上及び技術上の目的その他の公の政策上の目的を認め、
後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することを可能とするために、国内における法令の実施の際の最大限の柔軟性に関するこれらの諸国の特別のニーズを認め、
貿易関連の知的所有権に係る問題に関する紛争を多数国間の手続を通じて解決することについての約束の強化を達成することにより緊張を緩和することの重要性を強調し、
世界貿易機関と世界知的所有権機関（この協定において「WIPO」という。）その他の関連国際機関との間の相互の協力関係を確立することを希望して、
ここに、次のとおり協定する。

最初

第1部 一般規定及び基本原則

第1条 義務の性質及び範囲

1 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

2 この協定の適用上、「知的所有権」とは、第2部の第1節から第7節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

3 加盟国は、他の加盟国の国民（注1）に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が1967年のパリ条約、1971年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう（注2）。ローマ条約の第5条3又は第6条2の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（貿易関連知的所有権理事会）に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

注1 この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

注2 この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、「1967年のパリ条約」とは、パリ条約の1967年7月14日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「1971年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の1971年7月24日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、1961年10月26日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」（IPIC条約）とは、1989年5月26日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

第2条 知的所有権に関する条約

1 加盟国は、第2部から第4部までの規定について、1967年のパリ条約の第1条から第12条まで及び第19条の規定を遵守する。

2 第1部から第4部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路

についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

第3条 内国民待遇

1 各加盟国は、知的所有権の保護（注）に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967年のパリ条約、1971年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第6条及びローマ条約第16条1(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

注 この条及び次条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

2 加盟国は、司法上及び行政上の手続（加盟国の管轄内における送達住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、1の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

第4条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される。

- a. 一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの
- b. 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める1971年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの
- c. この協定に規定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの
- d. 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

第5条 保護の取得又は維持に関する多数国間協定

前2条の規定に基づく義務は、知的所有権の取得又は維持に関してW I P Oの主催の下で締結された多数国間協定に規定する手続については、適用しない。

（消尽）

第6条 消尽

この協定に係る紛争解決においては、第3条及び第4条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。

第7条 目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

第8条 原則

1 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

2 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

最初

第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第1節 著作権及び関連する権利（第9条～第14条）

第2節 商標（第15条～第21条）

第3節 地理的表示（第22条～第24条）

第4節 意匠（第25条～第26条）

第5節 特許（第27条～第34条）

第6節 集積回路の回路配置（第35条～第38条）

第7節 開示されていない情報の保護（第39条）

第8節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制（第40条）

最初・第2部

第1節 著作権及び関連する権利

第9条 ベルヌ条約との関係

1 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有しない。

2 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。

第10条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

1 コンピュータ・プログラム（ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。）は、1971年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

2 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物（機械で観取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。）は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではなく、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

第11条 貸与権

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。

第12条 保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも50年とする。著作物の製作から50年以内に権利者の許諾を得た公表が行われな
ない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも50年とする。

第13条 制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第14条 製作者及び放送機関の保護

実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

1 レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。

2 レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

3 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

4 第11条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994年4月15日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

5 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも50年とする。3の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも20年とする。

6 1から3までの規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第18条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

最初・第2部

第2節 商標

第15条 保護の対象

1 ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2 1の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと

解してはならない。ただし、その理由が1967年のパリ条約に反しないことを条件とする。

3 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から3年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

4 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。

5 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

第16条 与えられる権利

1 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

2 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。

3 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

第17条 例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第18条 保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも7年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

第19条 要件としての使用

1 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも3年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生ずる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

2 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

第 20 条 その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。

第 21 条 使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

最初・第 2 部

第 3 節 地理的表示

第 22 条 地理的表示の保護

1 この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

2 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

a. 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

b. 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用

3 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

4 1 から 3 までの規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

第 23 条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護

1 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。（注）

注 加盟国は、これらの法的手段を確保する義務に関し、第 42 条第 1 段の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

2 一のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含むか又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であって、当該一のぶどう酒又は蒸留酒と原産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により（加盟国の国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効とする。

3 2以上のぶどう酒の地理的表示が同一の表示である場合には、前条4の規定に従うことを条件として、それぞれの地理的表示に保護を与える。各加盟国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止の確保の必要性を考慮し、同一である地理的表示が相互に区別されるような実際の条件を定める。

4 ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について、貿易関連知的所有権理事会において交渉を行う。

第24条 国際交渉及び例外

1 加盟国は、前条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。4から8までの規定は、加盟国が交渉の実施又は2国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

2 貿易関連知的所有権理事会は、この節の規定の実施について検討する。一回日の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から2年以内に行う。この節の規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による2国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

3 この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

4 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a)1994年4月15日前の少なくとも10年間又は(b)同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

5 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

a. 第6部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

b. 当該地理的表示がその原産国において保護される日

6 この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この節の規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この節の規定の適用を要求するものではない。

7 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日より登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告さ

れることを条件として、当該登録の日の後5年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

8 この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

9 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

第2部

第4節 意匠

第25条 保護の要件

1 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとするを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではないことを定めることができる。

2 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。

第26条 保護

1 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。

2 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

3 保護期間は、少なくとも10年とする。

最初・第2部

第5節 特許

第27条 特許の対象

1 2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第65条4、第70条8及びこの条の3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

注 この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

2 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

- a. 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法
- b. 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この (b) の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

第 28 条 与えられる権利

1 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

- a. 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利 (注)

注 輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

- b. 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

2 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第 29 条 特許出願人に関する条件

1 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。

2 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。

第 30 条 与えられる権利の例外

加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用 (政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には、次の規定を尊重する。

注 「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

- a. 他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。
- b. 他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうこ

とを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

c. 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

d. 他の使用は、非排他的なものとする。

e. 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

f. 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

g. 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

h. 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

i. 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

j. 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

k. 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b) 及び (f) に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

l. 他の特許（次の (i) から (iii) までの規定において「第一特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第二特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。

i. 第二特許に係る発明には、第一特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

ii. 第一特許権者は、合理的な条件で第二特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

iii. 第一特許について許諾された使用は、第二特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

第 32 条 取消し又は消滅

特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。

第 33 条 保護期間

保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。（注）

注 特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については、保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

第 34 条 方法の特許の立証責任

1 第 28 条 1 (b) に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命ずる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

a. 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

b. 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

2 加盟国は、1 の (a) 又は (b) のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し 1 に規定する立証責任を課することを定めることができる。

3 反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

第 2 部

第 6 節 集積回路の回路配置

第 35 条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係

加盟国は、集積回路の回路配置（この協定において「回路配置」という。）について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第 2 条から第 7 条まで（第 6 条 (3) の規定を除く。）第 12 条及び第 16 条 (3) 並びに次条から第 38 条までの規定に従って保護を定めることに合意する。

第 36 条 保護の範囲

次条 1 の規定に従うことを条件として、加盟国は、保護されている回路配置、保護されている回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品（違法に複製された回路配置が現に含まれている場合に限る。）の輸入、販売その他の商業上の目的のための願布が権利者（注）の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を違法とする。

注 この節の規定において「権利者」とは、集積回路についての知的所有権に関する条約に定める「権利者」と同一の意味を有するものと了解する。

第 37 条 権利者の許諾を必要としない行為

1 前条の規定にかかわらず、加盟国は、同条に規定するいずれかの行為を行い又は命ずる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品を取得した時において、当該集積回路又は当該製品が違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知ることができる合理的な理由を有しなかった場合には、当該集積回路又は当該製品に関する当該行為の遂行を違法としてはならない。加盟国は、当該者が、回路配置が違法に複製されたものであることを十分に説明する通知を受領した後も手持ちの又はその受領以前に注文された在庫について当該行為を行うことができること及び、この場合において、当該回路配置について自由に交渉された利用許諾契約に基づいて支払われる合理的な利用料と同等の金額を権利者に支払わなければならないことを定める。

2 第 31 条の (a) から (k) までに定める条件は、回路配置の強制利用許諾又は権利者の許諾を得ない政府による又は政府のための使用の場合について準用する。

（保護期間）

第 38 条 保護期間

1 保護の条件として登録を要求する加盟国においては、回路配置の保護期間は、登録出願の日又は世界における最初の商業的利用の日から10年の期間の満了する前に終了してはならない。

2 保護の条件として登録を要求しない加盟国においては、回路配置の保護期間は、世界における最初の商業的利用の日から少なくとも10年とする。

3 1及び2の規定にかかわらず、加盟国は、回路配置の創作後15年で保護が消滅することを定めることができる。

第2部

第7節 開示されていない情報の保護

第39条

1 1967年のパリ条約第10条の2に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を2の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを3の規定に従って保護する。

2 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

注 この2の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

a. 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。

b. 秘密であることにより商業的価値があること。

c. 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること。

3 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

第2部

第8節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制

第40条

1 加盟国は、知的所有権に関する実施許諾等における行為又は条件であって競争制限的なものが貿易に悪影響を及ぼし又は技術の移転及び普及を妨げる可能性のあることを合意する。

2 この協定のいかなる規定も、加盟国が、実施許諾等における行為又は条件であって、特定の場合において、関連する市場における競争に悪影響を及ぼすような知的所有権の濫用となることのあるものを自国の国内法令において特定することを妨げるものではない。このため、加盟国は、自国の関連法令を考慮して、このような行為又は条件(例えば、排他的なグラント・バック条件、有効性の不爭条件及び強制的な一括実施許

諾等を含むことができる。)を防止し又は規制するため、この協定の他の規定に適合する適当な措置をとることができる。

3 加盟国は、当該加盟国の国民又は居住者である知的所有権の保有者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反する行為を行っていると思ふ理由を有している当該他の加盟国が、当該法令の遵守を確保することを望む場合には、要請に応じ、当該他の加盟国と協議を行う。この場合において、いずれの加盟国も、自国の法令に基づく措置をとり及び完全に自由に最終決定を行うことを妨げられない。要請を受けた加盟国は、要請を行った加盟国との協議に対し、十分かつ好意的な考慮を払い、適当な機会を与える。当該要請を受けた加盟国は、国内法令に従うこと及び当該要請を行った加盟国による秘密の保護についての相互に満足すべき合意がされることを条件として、当該事実に関連する公に入手可能な秘密でない情報その他当該要請を受けた加盟国により入手可能な情報を提供することにより協力する。

4 加盟国は、自国の国民又は居住者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反すると申し立てられて手続に服している場合には、要請に基づき、3に定める条件と同一の条件に基づいて当該他の加盟国と協議を行う機会を与えられる。

第3部 知的所有権の行使

第1節 一般的義務（第41条）

第2節 民事上及び行政上の手続及び救済措置（第42条～第49条）

第3節 暫定措置（第50条）

第4節 国境措置に関する特別の要件（第51条～第60条）

第5節 刑事上の手続（第61条）

第3章

第1節 一般的義務

第41条

1 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

2 知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3 本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

4 手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

5 この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

最初・第3部

第2節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第42条 公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護士を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注 この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

第43条 証拠

1 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には、司法当局は、適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の一提示を命ずる権限を有する。

2 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。）に基づいて、暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行う権限を司法当局に与えることができる。

第44条 差止命令

1 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命ずる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

2 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第2部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第31条(h)の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

第45条 損害賠償

1 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。

2 司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命ずる権限を

司法当局に与えることができる。

第46条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反しない限り、廃棄することを命ずる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命ずる権限を有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

第47条 情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さととの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる。

第48条 被申立人に対する賠償

1 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を被申立人に支払うよう命ずる権限を有する。

2 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第49条 行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

最初・第3部

第3節 暫定措置

第50条

1 司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。

a. 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）。

b. 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること。

2 司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し

及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有する。

4 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

5 暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するように要求することができる。

6 1及び2の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、20執務日又は31日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、4の規定の適用を妨げるものではない。

7 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがなかったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

8 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

最初・第3部

第4節 国境措置に関する特別の要件（注）

注 加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

第51条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品（注1）が輸入されるおそれがあると疑うに足る正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続（注2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

注1 この協定の適用上、

a 「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

b 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないで物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2 権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

第52条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

第 53 条 担保又は同等の保証

1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

2 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

第 54 条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

第 55 条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日（適当な場合には、この期間は、10 執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会と与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条 6 の規定を適用する。

第 56 条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

第 57 条 点検及び情報に関する権利

秘密の情報の保護を害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場

合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

第 58 条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

- a. 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。
- b. 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第 55 条に定める条件を準用する。
- c. 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第 59 条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

第 60 条 少量の輸入

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。

最初・第 3 部

第 5 節 刑事上の手続

第 61 条 加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

最初

第 4 部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第 62 条

1 加盟国は、第 2 部の第 2 節から第 6 節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は、この協定に合致するものとする。

2 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

3 1967 年のパリ条約第 4 条の規定は、サービス・マークについて準用する。

4 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに、加盟国の国内法令が定める場合

には、行政上の取消し及び異議の申立て、取消し、無効等の当事者間手続は、第 41 条の 2 及び 3 に定める一般原則により規律される。

5 4 に規定する手続における最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし、退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については、これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として、当該審査の機会を与える義務を負わない。

最初

第 5 部 紛争の防止及び解決

第 63 条 透明性の確保

1 この協定が対象とする事項（知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止）に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

2 加盟国は、この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために 1 に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は、その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし、また、当該法令についての共通の登録制度の設立に関する W I P O との協議が成功する場合には、当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において、同理事会は、1967 年のパリ条約第 6 条の 3 に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について、必要となる措置を検討する。

3 各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、1 に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信ずるに足る理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

4 1 から 3 までの規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第 64 条 紛争解決

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される 1994 年のガットの第 22 条及び第 23 条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

2 1994 年のガット第 23 条 1 の (b) 及び (c) の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 5 年間、この協定に係る紛争解決については、準用しない。

3 2 に規定する期間の間、貿易関連知的所有権理事会は、1994 年のガット第 23 条 1 の (b) 及び (c) に規定する種類の苦情であってこの協定に従って申し立てられるものの範囲及び態様を検討し、並びに承認のため閣僚会議に勧告を提出する。この勧告の承認又は 2 に規定する期間の延長は、閣僚会議がコンセンサス方式によってのみ決定する。承認された勧告は、その後の正式な受諾手続なしにすべての加盟国について効力を生ずる。

最初

第 6 部 経過措置

第 65 条 経過措置

1 2 から 4 までの規定に従うことを条件として、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後 1 年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

2 開発途上加盟国は、1 に定めるところによりこの協定を適用する日から更に 4 年の期間、この協定（第 3 条から第 5 条までの規定を除く。）の適用を延期することができる。

3 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって、知的所有権制度の構造的な改革を行い、かつ、知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも、2 に規定する延期の期間を享受することができる。

4 開発途上加盟国は、2 に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において、この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には、第 2 部第 5 節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に 5 年の期間延期することができる。

5 1 から 4 までに規定する経過期間を援用する加盟国は、当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

第 66 条 後発開発途上加盟国

1 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、前条 1 に定めるところによりこの協定を適用する日から 10 年の期間、この協定（第 3 条から第 5 条までの規定を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。

2 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

第 67 条 技術協力

この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援（人材の養成を含む。）を含む。

最初

第 7 部 制度上の措置及び最終規定

第 68 条 知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会

貿易関連知的所有権理事会は、この協定の実施、特に、加盟国のこの協定に基づく義務の遵守を監視し、及び加盟国に対し、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項について協議の機会を与える。同理事会は、加盟国により与えられる他の任務を遂行し、特に、紛争解決手続において加盟国が要請する支援を提供する。その任務を遂行するに当たって、同理事会は、適当と認める者と協議し、情報の提供を求めることができる。WIPO と協議の上、同理事会は、その 1 回目の会合から 1 年以内に、WIPO の内部機関と協力するための適当な取決めを作成するよう努める。

第 69 条 国際協力

加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易を排除するため、相互に協力すること

を合意する。このため、加盟国は、国内行政機関に連絡先を設け、これを通報し、及び侵害物品の貿易に関して情報を交換することができるように準備する。加盟国は、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品の貿易に関して、税関当局間で情報の交換及び協力を促進する。

第70条 既存の対象の保護

1 この協定は、加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し、当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し、当該加盟国について義務を生じさせる。この2から4までの規定について、既存の著作物についての著作権に関する義務は、1971年のベルヌ条約第18条の規定に基づいてのみ決定されるものとし、また、既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は、第14条6の規定に従って準用される同条約第18条の規定に基づいてのみ決定される。

3 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については、保護を復活する義務を負わない。

4 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって、当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは、加盟国は、この協定を適用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし、その場合には、加盟国は、少なくとも、衡平な報酬の支払を定める。

5 加盟国は、この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については、第11条及び第14条4の規定を適用する義務を負わない。

6 加盟国は、この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には、権利者の許諾を得ない使用について、第31条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第27条1の要件を適用することを要求されない。

7 加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には、当該加盟国がこの協定を適用する日に係属中の保護の出願については、この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には、新たな事項を含まない。

8 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第27条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には、当該加盟国は、

a. 第6部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

b. (a)の特許出願について、出願日又は、優先権が利用可能であり、かつ、主張される場合には、当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして、この協定を適用する日に当該基準を適用する。

c. (a)の特許出願であって、(b)の基準を満たすものについて、特許の付与の日以後、第33条の規定に従い加の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

9 加盟国において、ある物質が8(a)の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には、第6部の規定にかかわらず、当該加盟国において販売の承認を得た日から5年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし、世界貿易機関協定が効力を

生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ、特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

第71条 検討及び改正

1 貿易関連知的所有権理事会は、第65条2に規定する経過期間が満了した後この協定の実施について検討する。同理事会は、この協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、当該経過期間の満了の日から2年後及びその後も同一の間隔で検討を行う。同理事会は、また、この協定の修正又は改正を正当化する関連する新たな進展を考慮して検討を行うことができる。

2 他の多数国間協定で達成され、かつ、効力を有する知的所有権の一層高い保護の水準であって、世界貿易機関のすべての加盟国により当該協定に基づき受け入れられたものに適合するためのみの改正は、貿易関連知的所有権理事会のコンセンサス方式によって決定された提案に基づき、世界貿易機関協定第10条6の規定に従い閣僚会議が行動するために閣僚会議に付することができる。

第72条 留保

この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

第73条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- a. 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること。
- b. 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - i. 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - ii. 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置
 - iii. 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- c. 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

以上